

佐賀県規則第14号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和42年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>（書類の経由）</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、<u>政令第21条第3項</u>の規定による届出及び<u>県の区域外</u>に住所又は居所を有する者が提出する書類については、この限りでない。</p> <p>様式第4号</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 762 1099 807"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注1 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻又は<u>覚せい剤</u>の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	略	<p>（書類の経由）</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、<u>政令第21条第1項</u>の規定による承認の申請及び<u>同条第2項</u>の規定による届出並びに<u>県の区域外</u>に住所又は居所を有する者が提出する書類については、この限りでない。</p> <p>様式第4号</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 762 2027 807"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注1 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻又は<u>覚醒剤</u>の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	略
略			
略			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県製菓衛生師法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。